

参議院大蔵委員会會議錄第八号

昭和二十五年七月二十八日(金曜日)午
前十一時一分開会

○関税法の一部を改正する法律案（内閣提出・衆議院送付）

○委員長(小串清一君) それではこれより開会をいたします。関税法の一部を改正する法律案についての再修正案を法制局の当事者より説明を求めます。

○法制局参事(今枝常男君) それでは只今お配りいたしております修正案について御説明申し上げます。この案の中に盛りました修正点の第一点は、原案にございます第百一條ノ三の規定を削るという点でございます。これは先般の御議論のございましたように、特に存在させる意味のない規定と考えられましたので、これを削ることにいたしましたのが第一点でございます。それから第二の修正点は、原案の第百一條ノ八の後段で規定いたしております税關の派出官吏の定員を定員法の定員外にするという点を削りまして、普通の定員法の原則に戻そうというのが第二点でございます。この修正案の第百一條ノ七といたしておりますのは、その一條ノ七を削つた規定でございます。従つて定員外を外しているわけではございません。それに伴ひまして、定員法の中でどのような措置をするかといふことにつきまして、三つの建前が考へられるわけでございますが、その三つは

をここに規定いたしております。その第一の行き方は、現在の定員法の中にございます定員を、派出官吏の定員はやはりそのまま定員法の中の数字の中に収めたままにいたしまして、それ以外に予算の許す範囲内で適宜政令の定める限度で置いて行ける、殖やして行けるということにしようというのが第一の考え方でございます。この場合におきまして、原案の附則第二項にございます行政機関職員定員法の第二條の改正規定をやるわけでございます。そうしまして、その限度においては現行規定通りにいたしまして、その代りに只今申しました予算の範囲内で殖やせるという規定を、原案の附則の二項の中に行政機関職員定員法第二條第二項として加えておきますところの規定の代りに、ここに掲げました二項を置くわけでございまして、前項に規定している定員の外に、予算の範囲内で政令の定めるところにより殖やし得ると、こういうことにしようという規定でございます。

それから第二の考え方は、只今申しました定員法の規定しております定員の外に附加える数を、予算の範囲内といたしませんで、やはり一定の数で最高限度を押える、こういう考え方に基いているわけでございまして、その一定数は大体二百人くらいが先般來のお話から適当じやなかろうかという趣旨で、一庶二百人と限つて、その中で政令で適時増加して行けるということにいたしました案が、このプリントの

一ページの最終の行に括弧して二百人以上以内といたておりまゝするものとございます。それから最後に、この印刷物の裏の線を引きました次に規定してあります附則第二項中予算の範囲内云々と、こういたしましたのは、定員外にはいたしませんと同時に、現在の定員法の中で一定数の中に繰込まれておるところの派出官吏の数と、それから只今申しました凡そ二百人ぐらいの増員を要する数と、これを全部合せましたものを適時設置し得る最高限の枠の中へ計算いたしてしまひまして、その代り現在の定員法の中にございます定数の中からは外して行こう、こういう考え方でございまして、この場合には原案の附則第二項で改正をいたしてあります定員法第二條第一項の改正は、そのままにいたして、原案通りにいたして置くわけであります、従つてこの定数から外へ出しまして、それと只今申しました凡そ二百人とを合せた数に當る七百人としようものを派出官吏全体の最高限ということにいたしました、そうして原案の予算の範囲内において必要な職員を置くことができるところを、七百人以上において政令の定めるところにより職員を置くことができる、こういうことにいたそうというのが最後にあるわけでございます。いづれも同じようなことを狙つておるわけであります、多少方法が違つて考えられますので、一応この三つの案を掲げて置いた次第であります。

○委員長(小串清一君) 只今の法制局

側の説明によります案に対して、御質問、御意見等がありましたら、お願い致します。

○油井賢太郎君　今の御説明は聞いたのですが、大分ややこしい点もあるのですが、一応懇談会の形式でやつて頂いた方がいように思いますが、お諮り願います。

○委員長（小串清一君） さよう取計つて御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) それではこれより懇談に移りまして速記を中止いたします。

午前十一時八分速記中止

午後零時速記開始

それではこれで散会いたします。

午後零時一分散会
出席者は左の通り。

委員長
理事
小串 清二君

大矢半次郎君
佐多 忠隆君
山崎 恒君

愛知 揆一君
九鬼 紋十郎君
黑田 英雄君
清澤 俊英君
野濤 勝君
松永 義雄君
森下 政一君

杉山 昌作君
高橋龍太郎君
油井賢太郎君
木村禎八郎君

大蔵政務次官	西川甚五郎君
大蔵省主税局長	平田敬一郎君
大蔵省主税局 税関部長	石田 正君

大蔵省管財局長	吉田 晴二君
証券取引委員会 事務局長	湯地謹爾郎君
証券取引委員会 事務局次長	三井 武夫君
法制局側	

法制局第一部長 今枝 常男君

七月二十七日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

二、国有財産法第十三條の規定に基
き、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三條の規定に基

き、国会の議決を求めるの件
 国有財産法第十三條の規定に基

左記皇室用財産の用途廃止について、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三條の規定により、国会の議決を求める。

二、所在 神奈川縣三浦郡葉山町

大字一色字上原一九四
五の一

同 大字下山口字自石一四

一八の二
一、口座名 葉山御用邸附屬地
二、区分 土地
三、数量及 二、六〇〇坪 一九、
四、価格 二四〇〇円(合帳価格)

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、揮発油税軽減に関する請願(第一六六号)(第二一九号)(第二二〇号)(第二二二号)(第二四〇号)(第二四二号)(第二四四号)(第二四六号)(第二四八号)(第二五〇号)(第二五二号)(第二五四号)(第二五六号)(第二五八号)(第二六〇号)(第二六二号)(第二六四号)(第二六六号)(第二六八号)(第二七〇号)(第二七二号)(第二七四号)(第二七六号)(第二七八号)(第二八〇号)(第二八二号)(第二八四号)(第二八六号)(第二八八号)(第二九〇号)(第二九二号)(第二九四号)(第二九六号)(第二九八号)(第三〇〇号)(第三〇二号)(第三〇四号)(第三〇六号)(第三〇八号)(第三一〇号)(第三一二号)(第三一四号)(第三一六号)(第三一八号)(第三二〇号)(第三二二号)(第三二四号)(第三二六号)(第三二八号)(第三三〇号)(第三三二号)(第三三四号)(第三三六号)(第三三八号)(第三四〇号)(第三四二号)(第三四四号)(第三四六号)(第三四八号)(第三五〇号)(第三五二号)(第三五四号)(第三五六号)(第三五八号)(第三六〇号)(第三六二号)(第三六四号)(第三六六号)(第三六八号)(第三七〇号)(第三七二号)(第三七四号)(第三七六号)(第三七八号)(第三八〇号)(第三八二号)(第三八四号)(第三八六号)(第三八八号)(第三九〇号)(第三九二号)(第三九四号)(第三九六号)(第三九八号)(第四〇〇号)(第四〇二号)(第四〇四号)(第四〇六号)(第四〇八号)(第四一〇号)(第四一二号)(第四一四号)(第四一六号)(第四一八号)(第四二〇号)(第四二二号)(第四二四号)(第四二六号)(第四二八号)(第四三〇号)(第四三二号)(第四三四号)(第四三六号)(第四三八号)(第四四〇号)(第四四二号)(第四四四号)(第四四六号)(第四四八号)(第四五〇号)(第四五二号)(第四五四号)(第四五六号)(第四五八号)(第四六〇号)(第四六二号)(第四六四号)(第四六六号)(第四六八号)(第四七〇号)(第四七二号)(第四七四号)(第四七六号)(第四七八号)(第四八〇号)(第四八二号)(第四八四号)(第四八六号)(第四八八号)(第四九〇号)(第四九二号)(第四九四号)(第四九六号)(第四九八号)(第五〇〇号)(第五〇二号)(第五〇四号)(第五〇六号)(第五〇八号)(第五一〇号)(第五一二号)(第五一四号)(第五一六号)(第五一八号)(第五二〇号)(第五二二号)(第五二四号)(第五二六号)(第五二八号)(第五三〇号)(第五三二号)(第五三四号)(第五三六号)(第五三八号)(第五四〇号)(第五四二号)(第五四四号)(第五四六号)(第五四八号)(第五五〇号)(第五五二号)(第五五四号)(第五五六号)(第五五八号)(第五六〇号)(第五六二号)(第五六四号)(第五六六号)(第五六八号)(第五七〇号)(第五七二号)(第五七四号)(第五七六号)(第五七八号)(第五八〇号)(第五八二号)(第五八四号)(第五八六号)(第五八八号)(第五九〇号)(第五九二号)(第五九四号)(第五九六号)(第五九八号)(第六〇〇号)(第六〇二号)(第六〇四号)(第六〇六号)(第六〇八号)(第六一〇号)(第六一二号)(第六一四号)(第六一六号)(第六一八号)(第六二〇号)(第六二二号)(第六二四号)(第六二六号)(第六二八号)(第六三〇号)(第六三二号)(第六三四号)(第六三六号)(第六三八号)(第六四〇号)(第六四二号)(第六四四号)(第六四六号)(第六四八号)(第六五〇号)(第六五二号)(第六五四号)(第六五六号)(第六五八号)(第六六〇号)(第六六二号)(第六六四号)(第六六六号)(第六六八号)(第六七〇号)(第六七二号)(第六七四号)(第六七六号)(第六七八号)(第六八〇号)(第六八二号)(第六八四号)(第六八六号)(第六八八号)(第六九〇号)(第六九二号)(第六九四号)(第六九六号)(第六九八号)(第七〇〇号)(第七〇二号)(第七〇四号)(第七〇六号)(第七〇八号)(第七一〇号)(第七一二号)(第七一四号)(第七一六号)(第七一八号)(第七二〇号)(第七二二号)(第七二四号)(第七二六号)(第七二八号)(第七三〇号)(第七三二号)(第七三四号)(第七三六号)(第七三八号)(第七四〇号)(第七四二号)(第七四四号)(第七四六号)(第七四八号)(第七五〇号)(第七五二号)(第七五四号)(第七五六号)(第七五八号)(第七六〇号)(第七六二号)(第七六四号)(第七六六号)(第七六八号)(第七七〇号)(第七七二号)(第七七四号)(第七七六号)(第七七八号)(第七八〇号)(第七八二号)(第七八四号)(第七八六号)(第七八八号)(第七九〇号)(第七九二号)(第七九四号)(第七九六号)(第七九八号)(第八〇〇号)(第八〇二号)(第八〇四号)(第八〇六号)(第八〇八号)(第八一〇号)(第八一二号)(第八一四号)(第八一六号)(第八一八号)(第八二〇号)(第八二二号)(第八二四号)(第八二六号)(第八二八号)(第八三〇号)(第八三二号)(第八三四号)(第八三六号)(第八三八号)(第八四〇号)(第八四二号)(第八四四号)(第八四六号)(第八四八号)(第八五〇号)(第八五二号)(第八五四号)(第八五六号)(第八五八号)(第八六〇号)(第八六二号)(第八六四号)(第八六六号)(第八六八号)(第八七〇号)(第八七二号)(第八七四号)(第八七六号)(第八七八号)(第八八〇号)(第八八二号)(第八八四号)(第八八六号)(第八八八号)(第八九〇号)(第八九二号)(第八九四号)(第八九六号)(第八九八号)(第九〇〇号)(第九〇二号)(第九〇四号)(第九〇六号)(第九〇八号)(第九一〇号)(第九一二号)(第九一四号)(第九一六号)(第九一八号)(第九二〇号)(第九二二号)(第九二四号)(第九二六号)(第九二八号)(第九三〇号)(第九三二号)(第九三四号)(第九三六号)(第九三八号)(第九四〇号)(第九四二号)(第九四四号)(第九四六号)(第九四八号)(第九五〇号)(第九五二号)(第九五四号)(第九五六号)(第九五八号)(第九六〇号)(第九六二号)(第九六四号)(第九六六号)(第九六八号)(第九七〇号)(第九七二号)(第九七四号)(第九七六号)(第九七八号)(第九八〇号)(第九八二号)(第九八四号)(第九八六号)(第九八八号)(第九九〇号)(第九九二号)(第九九四号)(第九九六号)(第九九八号)(一〇〇〇号)

一、接収資産に関する再評価の時期延長の請願(第一八三三号)
二、彫刻課税軽減に関する請願(第一九二二号)
三、協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に関する請願(第一九六六号)
一、山林資産の評価に関する請願(第二一八〇号)
一、運動用品の物品税撤廃に関する請願(第二九三三号)
一、板紙の物品税撤廃に関する請願(第三一八八号)
一、果実エッセンスの物品税撤廃に関する請願(第三二六六号)
一、日本銀行盛岡事務所を支店に昇格の請願(第三三六六号)
一、価格差益金延納に関する請願(第三五九号)
一、ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願(第三九九号)
一、化粧品等の物品税撤廃に関する請願(第四〇三三号)
一、袋物類の物品税撤廃に関する請願(第四〇四四号)
一、国民金融公庫法の一部改正に関する請願(第四三六六号)
一、織物の消費税およびメリヤスの物品税撤廃に伴う特別措置の請願(第四四六六号)
一、マツチの物品税撤廃に関する請願(第四四七七号)
一、水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(第四四八八号)
一、輸出長期金融制度確立に関する請願(第五〇〇〇号)

揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都品川区荏原一ノ二九一大崎運送株式会社
社取締役社長 中西正道
紹介議員 中山壽彦君 重宗雄三君
揮発油税は、同税収入額の八十四パーセントを負担する自動車使用者にとつては、諸税負担額の五十パーセントを占めており、その重税にたえかねていゝる実情であるから、現在の客観的情勢の変化等を考慮せられて、ガソリンの需給状態、ガソリンと代燃車との有効価格等を再検討せられ、揮発油税の大幅軽減を図られたいとの請願。
第二一九号 昭和二十五年七月十七日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 新潟市流作場二、四九二新潟県トラック協会
内 佐藤齊
紹介議員 北村一男君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。
第二二〇号 昭和二十五年七月十七日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都中央区銀座一ノ五五和自動車交通株式会社
社取締役社長 新倉文郎
紹介議員 村上義一君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。
第二二二号 昭和二十五年七月十七日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 香川県高松市西の九一ノ一六七丸点自動車合資会社代表社員 塩田雅一
紹介議員 平井太郎君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。
第二四〇号 昭和二十五年七月十八日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 富山市新富町八三九富山県トラック協会内 南部伊松
紹介議員 小川久義君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。
第二四二号 昭和二十五年七月十八日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都中央区木挽町一ノ二日本トラック協会内 阿由葉幸司外四名
紹介議員 油井賢太郎君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。
第二四四号 昭和二十五年七月十八日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 大分市稻荷町三〇二ノ一 大分県貨物自動車協会内 八坂善一郎
紹介議員 一松定吉君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

揮発油税軽減に関する請願
請願者 大阪府南区長堀橋筋一ノ五〇大阪南運送株式会社
社取締役社長 齊藤絳
紹介議員 大屋晋三君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。
第二六六号 昭和二十五年七月十八日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 三重県一志郡久居町宇軍談野三重交通株式会社
社取締役社長 前田穠
紹介議員 村上義一君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。
第二九六号 昭和二十五年七月十九日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 高知市駅前町二一高知県トラック協会内 野村好久
紹介議員 入交太蔵君 西山龜七君 寺尾豊君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。
第二九七号 昭和二十五年七月十九日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 東京都港区赤坂溜池町一二同業自動車株式会

社取締役社長 波多野 元二

紹介議員 野田卯一君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第二九八号 昭和二十五年七月十九日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 佐賀市神野町七六ノ一 日本通運株式会社佐賀支店內 桐山篤三

紹介議員 高木正夫君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第二九九号 昭和二十五年七月十九日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 石川県金沢市木ノ新保 五番丁六二石川県トラツク協会内 関友次郎

紹介議員 林屋龜次郎君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三二二号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 宮城県仙台市東三番丁 二宮城貨物自動車運送同業組合内 菅原 勝雄君外二名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三二三号 昭和二十五年七月二十日受理

第六部 大蔵委員会議録第八号 昭和二十五年七月二十八日【参議院】

揮発油税軽減に関する請願
請願者 福井市御園町八福井県 トラツク協会内 巨椋 初蔵

紹介議員 堂森芳夫君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三二四号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 愛知県刈谷市大字刈谷 字八丁南三三三興運輸株式会社取締役社長 藤井清七

紹介議員 竹中七郎君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三八七号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願(四通)
請願者 名古屋市中村区下庄井 町二ノ三三日本通運株式会社名古屋支社内 鈴木留吉外三名

紹介議員 高木正夫君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三八八号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願(四通)
請願者 福島県平沼治町九磐 城貨物自動車株式会社社長 渡辺重三郎外三名

紹介議員 油井賢太郎君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三八九号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 名古屋市中川区広川町 四ノ一愛知県味噌味噌油運輸株式会社取締役社長 中村正司

紹介議員 山内卓郎君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三九三号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 愛知県中島郡今伊勢町 大字本神戸宇河原一蘇東運輸株式会社取締役社長 千田憲三

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第三九四号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 名古屋市中川区富船町 四ノ一ノ二名古屋貨物自動車運輸株式会社取締役社長 板橋清蔵

紹介議員 栗山良夫君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第四六八号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 埼玉県川口市青木町一ノ四五埼玉運輸株式会社

社取締役社長 藤田均 平

紹介議員 松永義雄君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第四六九号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 熊本市花畑町三一九九州産業交通株式会社取締役社長 野上進

紹介議員 深水六郎君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第四七〇号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 京都市上京区釜座通丸 太町上ル京都府貨物自動車運送協会内 高田 新吉

紹介議員 大野木秀次郎君 滝井 治三郎君 愛知一君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第四七一号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願
請願者 長野市三輪武井一、三〇三長野貨物自動車株式会社取締役社長 滝 沢幸高

紹介議員 池田宇右衛門君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第四七二号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願(四通)
請願者 兵庫豊岡市大開通一七〇但馬貨物自動車株式会社取締役社長 森 弘義外一名

紹介議員 赤木正雄君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第四七三号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願(三通)
請願者 名古屋市中村区下庄鳥 町一日本郵便運送株式会社名古屋支店内 服部義一外二名

紹介議員 鬼丸義齋君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第四七四号 昭和二十五年七月二十日受理

揮発油税軽減に関する請願(十二通)
請願者 岩手県上閉伊郡遠野町 二ノ四九 岩手東部乗合自動車株式会社取締役社長 板沢富太郎 外十八名

紹介議員 川村松助君 大野木秀次郎君 堀末治君 長谷山行毅君 鈴木安孝君 大屋晋三君
この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

第一六九号 昭和二十五年七月十五日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 熊本市島崎町一六六熊
本県酒造協会の内 下田
理平太外十一名

紹介議員 深水六郎君

酒類の価格は、増税に次ぐ増税のため
今日においては国民大衆の購買力には
なほだしく遊離した高価となつてお
り、ことに最近における一般物価下落
の勢はますますその差を増大して
いる。まだ酒税の過大な引上げによつ
て密造酒が増加しているから、この際
すみやかに酒税率の五割引下げおよび
酒類価格の適正なる改正を実施せられ
たいとの請願。

第一七〇号 昭和二十五年七月十五
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 新潟県高田市中町三
久光重平外八十三名

紹介議員 北村一男君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第一八七号 昭和二十五年七月十五
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 山形県東村山郡天童町
甲三一五 仲野清次郎
外二十二名

紹介議員 小杉繁安君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第一八八号 昭和二十五年七月十五
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 東京都三鷹町幸三三二

七 金井春吉外七名

紹介議員 結城安次君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第一八九号 昭和二十五年七月十五
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 福島県田村郡谷田川村
大字谷田川字畑一三
山田平四郎外十八名

紹介議員 橋本萬右衛門君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第二三四号 昭和二十五年七月十八
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 福岡県三潁郡城島町大
字城島二二四 富安重
行外十八名

紹介議員 國伊能君 泉山三六君
左藤義詮君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第二三五号 昭和二十五年七月十八
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡土合村
大字西堀九〇五 内木
英二外六名

紹介議員 小林英三君 平岡市三
君 上原正吉君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第二六一号 昭和二十五年七月十八
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 長野県東部郡共和村
飯田儀作外六名

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第二六二号 昭和二十五年七月十八
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡長沼町字
金町六六 佐藤優司外
十八名

紹介議員 橋本萬右衛門君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第二六三号 昭和二十五年七月十八
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 奈良県高市郡高市村野
口五 脇本慶治郎外十
八名

紹介議員 駒井藤平君 菊田七平
君 西田隆男君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第二九〇号 昭和二十五年七月十九
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 長野県北安曇郡会楽村
瀧田見 薄井計雄外六
名

紹介議員 野瀬勝君 羽生三七君
棚橋小虎君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第二九一号 昭和二十五年七月十九
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 群馬県利根郡沼田大字
沼田 清野一郎外十八
名

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第二九二号 昭和二十五年七月十九
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 北海道旭川市三條五
石川いと外六百二十九
名

紹介議員 飯島連次郎君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第三〇〇号 昭和二十五年七月十九
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 石川県金沢市荒町二
西村吉政外一千百名

紹介議員 林尾龜次郎君 中川幸
平君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第三〇二号 昭和二十五年七月十九
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 愛知県碧南大浜町字菅
羽 岩崎一男外十八名

紹介議員 竹中七郎君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第三二五号 昭和二十五年七月二十
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡国分町
向花一、七一八 永山
喜壽外十八名

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第三二七号 昭和二十五年七月二十
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 和歌山市関戸二五五
井関久楠外三十七名

紹介議員 徳川頼貞君 永井純一
郎君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第三二八号 昭和二十五年七月二十
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 山形県西置賜郡長井町
大字宮六五二 長沼惣
右衛門外二十四名

紹介議員 小杉繁安君 白波瀬米
吉君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ
である。

第三二九号 昭和二十五年七月二十
日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 大分県大分郡西庄内村
畑田一六 麻生修外百
四十五名

紹介議員 岩男仁藏君 矢嶋三義
君 松原一彦君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じ

である。

第三七四号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 鹿兒島県川辺郡加世田町津賀六、五九四 本坊常吉外十八名

紹介議員 島津忠彦君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第三七五号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 宮城県仙台市八幡町二九 天江勘兵衛外十八名

紹介議員 高橋進太郎君 愛知揆一君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第三七六号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 高知市田瀬町九 安國児市郎外七十五名

紹介議員 入交太蔵君
この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四六〇号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市一色町一、一五七 森田義明外三百七十四名

紹介議員 植竹春彦君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四六一号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 広島市草津東町 小泉万次郎外一千六百一名

紹介議員 佐々木鹿蔵君 山下義信君 山田節男君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四六二号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 広島県賀茂郡安芸津町 重田時平外一千四百六十七名

紹介議員 小林政夫君 佐々木鹿蔵君 岩沢忠恭君 仁田竹一君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四六三号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九三一 一 佐藤金三郎外三十七名

紹介議員 千田正君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四六四号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 千葉県印旛郡酒々井町

馬橋一〇六 飯沼喜重外十九名
紹介議員 土屋俊三君 加納金助君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四六五号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡彼杵町 辻正平外三十七名

紹介議員 秋山俊一郎君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四六六号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 山形県西田川郡大山町 大字大山に四八〇 加藤富三郎外十七名

紹介議員 泉山三六君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四六七号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 香川県高松市丸亀町香川県酒造協会内 池田伊三郎外八名

紹介議員 平井太郎君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四九〇号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 山口県萩市瓦町一六 山田治郎外八十三名
紹介議員 重宗雄三君 中川以良君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第四九一号 昭和二十五年七月二十一日受理

酒税引下げ等に関する請願

請願者 島根県松江市殿町五〇 島根県酒造協会内 山本與三郎

紹介議員 伊達源一郎君

この請願の趣旨は、第一六九号と同じである。

第一八一号 昭和二十五年七月十五日受理

勤労学生の所得中一部所得税免除に関する請願

請願者 大阪市天王寺区国分町 一五八 有元正夫

紹介議員 中村正雄君

所得税法により、学生は扶養控除の対象となつてゐるが、刻苦勤勞によつて學業を続ける大多數の学生はこの対象から除外されることになり、両者の學業繼續上の不均衡を増大するから勤勞学生の所得中額一萬二千元に相當する額について、所得税法第六條第一項第三号を適用し、學業資金として非課税とせられたいとの請願。

第二〇四号 昭和二十五年七月十七日受理

勤勞学生の所得中一部所得税免除に関する請願

請願者 大阪市西淀川区佃町一ノ八三 畑下辰典

紹介議員 荒木正三郎君
この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第二七七号 昭和二十五年七月十九日受理

勤勞学生の所得中一部所得税免除に関する請願

請願者 大阪市西淀川区大西田町一、六八〇 松下義雄

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一八三号 昭和二十五年七月十五日受理

接収資産に関する再評価の時期延長の請願

請願者 東京都中央区日本橋通二高島屋内日本デパートメントストア協会 内 能勢昌雄

紹介議員 川村松助君

接収資産は、接収を解除されて營業の用に供される場合と現状とは、いぢるしくその収益に差異を生じ、また接収解除の日が全く予測できないこと等、再評価額の決定が極めて困難である。ことにこれが現有資産の大部分を占める場合は、その影響が大きいから、その特殊性を考慮されて、接収資産の再評価については、接収解除の日又は引渡の日資産再評価法第三條の基準日とすることができるよう、資産再評価法施行令第三條を改正せられたいとの請願。

第一九二号 昭和二十五年七月十五日受理

接収資産に関する再評価の時期延長の請願

請願者 東京都中央区日本橋通二高島屋内日本デパートメントストア協会 内 能勢昌雄

紹介議員 川村松助君

接収資産は、接収を解除されて營業の用に供される場合と現状とは、いぢるしくその収益に差異を生じ、また接収解除の日が全く予測できないこと等、再評価額の決定が極めて困難である。ことにこれが現有資産の大部分を占める場合は、その影響が大きいから、その特殊性を考慮されて、接収資産の再評価については、接収解除の日又は引渡の日資産再評価法第三條の基準日とすることができるよう、資産再評価法施行令第三條を改正せられたいとの請願。

彫刻課税軽減に関する請願

請願者 奈良市鍋屋町一二奈良良
興美術協会内 竹林薫
紹介議員 堀越儀郎君 高橋道男
君 新谷寅三郎君

わが國古代の彫刻は、世界美術史上重要な地位を占め、また最近における芸術木彫は、日本特有の技術として外人間に認められてゐる。しかるに物品税法中に書画骨とうという項目がありながら彫刻という項目がないため、書画については一割の小売課税が課せられるのに対し、芸術木彫に対しては五割の生産課税が課せられてゐるのは極めて不合理であるから、書画と同額まで彫刻課税を軽減するよう物品税法を改正せられたいとの請願。

第一九六号 昭和二十五年七月十五日受理

協同組合による金融事業に関する法律中一部改正に関する請願
請願者 東京都港区南佐久間町一ノ五五 松沢軍人外七名
紹介議員 木下源吾君 深川タマエ君

事業協同組合が認可を要せず順調に設立されているに反し、中小企業運営上これと密接不可分の関係にある信用協同組合は大蔵省の専管自由裁量であり設立に当り複雑な手続を要するのでその設立に重大なる支障をきたし、中小企業行政の成果が期待できない現況であるから、協同組合による金融事業に関する法律の当初原案第十二條第三項の法規裁量の規定を復活せられたいとの請願。

第二八〇号 昭和二十五年七月十九日受理

山林資産の評価に関する請願
請願者 大阪府阿倍野区旭町三ノ一〇近畿林業懇談会
内 清水源

紹介議員 三浦辰雄君
今回の税制改革に当り、山林の経営が低利かつ長期にわたる特異な点を考慮されて、山林評価は資産算入の場合実際の価格で算定せられたい。とくに奥地未利用林分および幼齡林分、林齡が伐期の三分の一に満たないものは資産算入より除外せられたいとの請願。

第二九三号 昭和二十五年七月十九日受理

運動用品の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都文京区湯島一ノ一〇全運動用品商工連合会内 永田忠一外六名
紹介議員 西郷吉之助君

戦争によりゆがめられた政治、経済、文化等物心両面の再建途上において、その理想とする文化的平和国家建設の一翼として、また同僚親善に及ぼす効果においてもスポーツのもつ使命は多大なるものがある。しかるにスポーツに要する用具類に対し、戦時中不急不用品の生産抑制とせたいく品を対象として設定された物品税が今日なお賦課されていることは遺憾であるから、すみやかに運動用品に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

板紙の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都足立区柳原町神山広
紹介議員 大野木秀次郎君 小林英三君 愛知揆一君

板紙は主として包装容器、たばこ箱、鉄道車票等に用ゐられ、内容品を保護する役目を持つてゐるから物品税の対象となるべき物ではない。しかるに紙およびセロファンに対する物品税が本年一月より一割に引き下げられたにもかかわらず、板紙に対しては何等の考慮も拂われてゐないのは、輸出振興が叫ばれてゐる現下の包装容器製造業界に重大な影響を與えるから、板紙の物品税を撤廃せられたいとの請願。

第三二六号 昭和二十五年七月二十日受理

果実エッセンスの物品税撤廃に関する請願
請願者 大阪市東区高麗町四ノ三 五和製糖株式会社代表社員 稻畑勝之助外十四名
紹介議員 櫻内義雄君

果実エッセンスには二十パーセントの物品税が課税されているが、果実エッセンス本来の使命と税制改革の要旨とを比較検討すれば、当然の不当課税であり、また、(一)果実エッセンスは製造原料であること、(二)物品税法上の二重課税品目であると同時に原料アルコールの高率なる消費税を負担していること、(三)果物エッセンスの輸入を抑制する要があること、(四)物品税撤廃による当然の結果として製品価格の引下げにより需要率を高めアルコール

税の増収が予測される等の理由により、果物エッセンスの物品税を撤廃せられたいとの請願。

第三三六号 昭和二十五年七月二十日受理

日本銀行盛岡事務所を支店に昇格の請願
請願者 岩手県議會議長 村上順平
紹介議員 川村松助君

日本銀行盛岡事務所は、昭和二十年に設置されて以来、岩手県の地方財政および産業資金の運用調整に多大の貢献をしてきた。しかるにその後の経済事情の急激な変化は、本県における資金の需要を増大してゐるが、日本銀行所管の重要業務および資金決済は殆んど、仙台支店の指示をまたねば解決できず、本県の公共団体および企業関係者に不便を與へてゐるから、本県産業の振興と、地方財政の健全化を図るため、日本銀行盛岡事務所を支店に昇格せられたいとの請願。

第三五九号 昭和二十五年七月二十日受理

価格差益金延納に関する請願
請願者 東京都千代田区神田若本町三立花産業株式会社社長 立花実外二百六十二名
紹介議員 油井賢太郎君

既製服業者は、昭和二十三年度以来粗悪な指定生産品の滞貨と金融難に苦しんでゐるが、最近における需要の減退と製品市価の値下りは、需要の減退に拍車をかけ、さらに織物消費税の撤廃、羊毛輸入についての官庁の見送発

表等の影響を受け、業者は深刻な経営難に陥つてゐるから、業界の危機を打開するため、未納価格差益金の納付を今後三箇年延期せられたいとの請願。

第三九九号 昭和二十五年七月二十一日受理

ラジオ受信機等の物品税減免に関する請願
請願者 東京都港区三田四国町二電氣工業復興共闘会
内 塩谷竹雄
紹介議員 栗山良夫君

ラジオ受信機、レコード蓄音機、有線機器等は、国民の文化的生活維持のため絶対不可欠のものであつて、とくにラジオは、現下の国際情勢、社会不安、民主主義教育上重要な役割を持つてゐる。しかるにこれらの物品に対してそれぞれ高率な物品税が課せられてゐるため、業者は経営が困難となり、脱税行為を誘致し、価格は騰起する等生産者および一般大衆に多大の影響を與え、文化国家再建に重大な支障を與えるから、これらの商品に対する物品税を免除または大幅に減税せられたいとの請願。

第四〇三号 昭和二十五年七月二十日受理

化粧品等の物品税撤廃に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西七ノ三株式会社社長 松本昇君 岡部常君
紹介議員 川村松助君 愛知揆一君

化粧品は国民生活上の必需品であるにもかかわらず、ぜい派品として物品税

の課税対象となつてゐるのは不合理で
あり、また、現在の経済状況下化粧品
メーカーの休業が續出してゐるの
で、この際化粧品に対する物品税を撤
廃して消費者の負担の減少と輸出の増
進を計らうとの請願。

第四〇四号 昭和二十五年七月二十
二日受理

袋物類の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都台東区浅草向柳
原二ノ一東京都袋物事
業協同組合理事長 井
出栄作

紹介議員

中川以良君

最近における経済界一般の情勢は、中
小企業とくに零細な袋物産業界に深刻
な影響を與え、業者に対する税金は営
業を危機に陥れてゐる。しかるに物品
税は元来小売業者の店頭課税であつ
て、生産者に課すべきものでないにも
かかわらず、現行高率課税の影響は極
めて深刻であるから、業界の維持育成
のため、袋物類に対する物品税を撤廃
せられたいとの請願。

第四三六号 昭和二十五年七月二十
二日受理

国民金融公庫法中一部改正に関する請
願

請願者 東京都港区芝佐久間町
一ノ五五中小企業振興
会内 松沢準人

紹介議員

木内四郎君

国民金融公庫は、中小企業者と共に零
細企業等に対する唯一の有効適切な金
融機関であるが現行の公庫法のわく内
においては貸付資金に制約があるため
資金源増強の途を失ひ行詰りを生じて

いるから、国民大衆の利益のためすみ
やかに本法の一部を改正せられたいと
の請願。

第四四六号 昭和二十五年七月二十
二日受理

織物の消費税およびメリヤスの物品税
廃止に伴う特別措置の請願

請願者 東京都中央区日本橋堀
留町二ノ一日本絹人絹
織物商協会内 杉道助
外五名

紹介議員

油井賢太郎君

織物消費税およびメリヤス物品税の廃
止に伴い、巨額による不測の損害をこ
うむることは生産業者ならびに販売業
者の到底忍び得ないところであるか
ら、これら業者の損失を補償するた
め、廃止実施日現在における在庫品に
対し、廃止税額に相当する金額を交付
せられたいとの請願。

第四四七号 昭和二十五年七月二十
二日受理

マツチの物品税撤廃に関する請願

請願者 神戸市生田区北長狭通
五ノ一九ノ四社団法人
日本機寸工業会理事長
森一郎

紹介議員

山縣勝見君

マツチは生活必需品であるにかかわ
らず物品税が課せられてゐるので、脱
税品が横行して、正しい製造業者が被
害をうけてゐるから、マツチに対する
物品税を撤廃せられたいとの請願。

第四四八号 昭和二十五年七月二十
二日受理

水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関す
る請願

請願者 東京都中央区銀座西三
ノ一全国販売農業協同
組合連合会理事長 山
崎恒外二名

紹介議員

片柳眞吉君

水あめ、ぶどう糖は、主として幼児、
病弱者および勤労大衆の甘味料である
が、高率な物品税が課せられてゐるた
め市場価格が高く、健全な生産をい
じるしくはばんでゐるから、需要生産
の円滑を図るため、水あめ、ぶどう糖
に対する物品税を全廃せられたいとの
請願。

第五〇〇号 昭和二十五年七月二十
二日受理

輸出長期金融制度確立に関する請願

請願者 東京都大田区大森日立
製作所内重工業輸出振
興会内 倉田力

紹介議員

重宗雄三君

重工業輸出振興の必要性がますます増
大する時に当り貿易金融はいよいよひ
つぱくし、貿易の再増引すらその不円
滑が表面化し輸出の発展をはなはだし
く阻害してゐるから、応急対策として
現在の質手制度の運用改善を、また恒
久対策として新金融制度（輸出金融金
庫）を創設せられたいとの請願。

昭和二十五年八月十日印刷

昭和二十五年八月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所